

神奈川大学法学研究所共同研究
「『ビジネスと人権』をめぐる法規範の生成と発展」公開研究会

「ビジネスと人権に関する指導原則の ジェンダー側面」

～ジェンダー視点と“transformativeness”

2021年2月15日

神奈川大学法学部 近江美保

1

はじめに

- ・国連人権理事会「人権とトランサンショナル企業及び他の企業の問題に関するワーキンググループ」による報告書

「ビジネスと人権に関する指導原則のジェンダー側面」

(A/HRC/41/43、2019年5月23日)

- ・本報告書の目的：国家および企業が指導原則の実施にジェンダー視点を取り入れるためのガイダンスの提供

*「ビジネスと人権に関する指導原則：国連の“保護、尊重、救済”枠組の実施」(A/HRC/17/31、2011年3月21日：人権理事会(17/4、2011年6月16日)で承認)

2

1

この報告書におけるいくつかの前提

- ・ジェンダーとは、男性、女性、二分法的なジェンダーに当てはまらない人々の間に社会的に構築された役割および権力関係。 (para.9)
- ・女性には、少女（女児）、トランスジェンダーおよびインターフェックス女性を含む。 (para.1)
- ・「ビジネスと人権」の権利保持者は、均質的な集団ではない。 (para.2)
- ・女性と少女は、企業活動により特有かつ過度な影響を受けている。 (Summary)
- ・女性の人権は、普遍的人権の不可譲かつ不可分な一部であり（「ウィーン宣言」パラ18参照）、国家と企業は、人間の生活のあらゆる領域におけるジェンダー差別への対応を求められている。 (para.3)
- ・ジェンダーは、「ビジネスと人権」における分野横断的課題である。 (para.4)

3

女性が影響を受ける問題 (paras.11-20)

- ・差別的社会規範、家父長的権力構造、ジェンダー・ステレオタイプ
- ・女性の経済的貢献の無視または過小評価
- ・労働組合における女性の周縁化
- ・セクシュアル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力
- ・広告における女性像、ポルノを含む女性の性的搾取
- ・紛争下、紛争後の状況
- ・ジェンダー中立的な貿易・投資政策、第4次産業革命
- ・環境問題による影響
- ・救済へのアクセスにおいて女性が直面する追加的な障壁
- ・女性の人権活動家の役割と危険

4

女性が影響を受ける問題

本報告書で列挙された以外にも・・・

- ・女性によるビジネスへの貢献★
- ・リーダーシップにおける格差
- ・女性による起業やビジネス・チャンスへの障壁
- ・平等やクオータへの法的枠組み
- ・信用、金融サービス、訓練、その他の機会へのアクセス
- ・協同組合
- ・調達及び拡大の機会
- ・貿易機会の拡大★

(Ama Marston, "Women, Business and Human Rights")

5

指導原則中の“ジェンダーの窓”

(paras.36-38)

- ①一般的な非差別／差別禁止原則
- ②ジェンダー視点の必要性への言及

指導原則 3：企業が人権を尊重するためのガイダンス

指導原則 7(b)：紛争地域におけるジェンダーに基づく暴力
および性暴力

指導原則 18：ビジネスによる女性と男性への異なる危険

指導原則 20：企業による対応の検証とジェンダー統計の活用

- ③指導原則 12：追加基準の設定

(例：CEDAW、OECD・ILO文書等)

6

本報告書の結論と勧告 (paras.44-45)

・結論

国家と企業は、あらゆる領域において、女性の平等な人権の享受を妨げている差別的な権力関係、社会規範、敵対的環境の系統的 (systematic) な変更を確実なものとするために、女性組織及び他の関連主体とともに行動しなくてはならない。

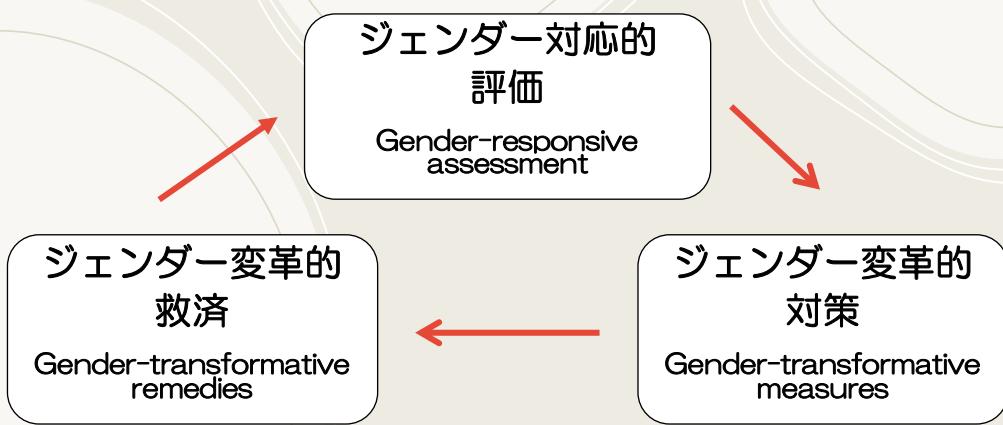
⇒ 構造的な問題としての認識

・勧告

国家と企業は、あらゆる場面でジェンダー枠組とガイダンスを適用すること。（別紙 資料1 参照）

7

ジェンダー枠組の3ステップ



8

ジェンダー対応的評価 (para.40)

- ・目的：国家および企業は、法、政策、規範、実行、行動の各領域における既存のジェンダー不平等と差別に加え、それらの領域における自身の現在および将来の作為または不作為の影響を特定するために、定期的にジェンダー対応的な評価を実施しなくてはならない。
- ・方法：評価プロセスには、性別統計の活用、交差性への考慮*、ジェンダーに敏感な専門家の関与、草の根レベルで活動するものも含めた女性組織との協議を含むべきである。(*報告書チャート内に記載)
- ・評価の結果と救済：評価の結果は、国家と企業が、生活のあらゆる領域において実質的なジェンダー平等を達成するために、ジェンダー変革的なあらゆる対策をとる際に利用されなくてはならない。もし、これらの対策が目的を達成できない場合、影響を被った女性たちが、ジェンダー対応的な救済を利用できるようにすべきである。

9

ジェンダー変革的対策 (チャート)

- ・実質的ジェンダー平等達成への約束を公に表明すること。
- ・女性の権利に基づくエンパワメントを実行すること。
- ・実質的平等を実現し、あらゆる形態の女性に対する差別、ハラスメント、暴力を撤廃するために、積極的は正措置を含む対策をとること。
- ・とられた対策の有効性を評価するために、ジェンダーに敏感な専門家を関与させること。
- ・ステークホルダーと定期的に連絡をとること。
- ・女性組織と協働すること。
- ・ジェンダー平等に関して意思決定者に啓発を行うこと。
- ・ジェンダー平等のためのアドヴォカシー活動を行うこと。

10

ジェンダー変革的救済（チャート）

- ・広範な防止的、補償的、抑止的救済を提示すること。
- ・適切な救済を特定するために、女性組織およびジェンダーに敏感な専門家を関与させること。
- ・女性に影響を与える侵害について、個別的及び組織的なものの両方に対処すること。
- ・差別的な権力構造を変更し、女性に対する暴力を減らすような救済を提案すること。
- ・差別的法を改正するために、政府およびその他のステークホルダーを関与させること。

11

ジェンダー変革的対策と救済

- ・対策と救済は、差別やジェンダーに基づく暴力、ジェンダー・ステレオタイプを支えている家父長制的な規範と不平等な権力関係に変化をもたらし得るという意味で変革的であること。（para.39）
- ・救済は、防止、補償、抑止の要素を含み、女性に差別的な既存の権力構造を変化させるものでなくてはならない。
(para.40)
- ・女性の権利に「被害を与えない」の先に行くこと。女性の権利を促進し、ジェンダーに注目することの重要性と中立的なジェンダー・アプローチによる負の影響を強調するものであること。（Geneva Academy Consultation）

12

ジェンダー・ガイダンス

- 多くの企業は、ジェンダーを単なる「チェックボックス」項目のひとつとして扱っており、構造的な不平等への意味のある対応をしていない。(para.3)

⇒ ジェンダー・ガイダンスの必要性

- ジェンダー枠組を指導原則の31原則すべてに当てはめたものが、ジェンダー・ガイダンスであり、それぞれに具体的な行動事例 (illustrative actions) が付記されている。好事例は、ワーキング・グループのサイトに掲載される。(para41)

*各指導原則とそれに対応するジェンダー・ガイダンスについては、別紙 資料2参照。ただし、行動の具体例illustrative actionsは割愛。

参考：Transformative law?

「Transformative Private Lawの背後にある分析的／批判的プロジェクトとは、現代の私法カテゴリー（契約法、財産法、会社法、金融法）とそれらが基盤とする原則（例えば、契約関係、株主の優越性、因果関係、法的責任）が、今日のヨーロッパおよびグローバルな経済や社会において、どのように環境的に有害で社会的に不正義な結果を固定化するのに貢献しているかを把握しようとするものである。もちろん、私法がヨーロッパおよびグローバルな経済における挑戦の構築に貢献する方法を理解することは、‘より良い’私法の枠組みとはどのようなものなのかを再考するための空間を作り出すことになる。」

(Marija Bartl, Amsterdam Center for Transformative Private Law)

References

- Bartl, Marija, “The Idea of Transformative Private Law”, in The Transformative Private Law Blog by Amsterdam Center for Transformative Private Law (posted on 23 September 2020)
<https://transformativeprivatelaw.com/the-idea-of-transformative-private-law/>
- Marston, Ama, “Women, Business and Human Rights: A background paper for the UN Working Group on Discrimination Against Women in Law and Practice”, Marston Consulting, 2014
- Mathew, Babu, Sony Pellissery and Arvind Narrain, “Why is Law Central to Public Policy Process in the Global South?”, in Pellissery, Mathew, Govindjee, and Narrain (eds.), *Transformative Law and Public Policy*, Routledge, 2020
- Geneva Academy of International Humanitarian Law and human Rights and UNHCHR (UN Human Rights Special Procedures), “Consultation on the ‘Gender Lens to the UN Guiding Principles on Business and Human Rights’”, (Geneva Academy Consultation), 31 January-1 February 2019
<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/Gender/SummaryMultiStakeholderExpertConsultation.pdf>